

## **[事案 2019-18] 特約解約等請求**

・令和元年9月3日 裁定終了

### **<事案の概要>**

年金支払特約について、契約者であった亡親が自主的に付加していたものであることを理由に、特約の解約等を求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

被保険者である親が亡くなったため、親が平成19年8月に契約した変額個人年金保険およびこれに付加された年金支払特約にもとづき、年金が支払われているが、以下等の理由により、本特約を解約し、死亡保険金を一括して支払ってほしい。

(1)本特約は契約者である亡親が希望して自主的に付加したものであるため、死亡保険金受取人の現時点での解約・一括払い請求に優先するものではない。

### **<保険会社の主張>**

年金支払特約により死亡保険金の一括払いはできず、契約者の死後に本特約の解約を行うことはできないことから、申立人の請求に応じることはできない。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理を行った。なお、申立人が希望しなかったため、事情聴取は行わなかった。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、約款において、年金支払特約を解約できるのは契約者のみであり、主契約の死亡保険金の支払理由の発生前に限ると定められていることから、死亡保険金受取人である申立人が本特約を解約することは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。